



島根県報

平成18年12月 8 日 (金)
第 1,836 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(")	2
平成18年度島根県准看護師試験の実施	(医 療 対 策 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	3
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	3
換地計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	4
保安林の指定の解除 (2 件)	(森 林 整 備 課)	4
解除予定保安林	(")	5
保安林の指定施業要件の変更	(")	5
島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料の一部改正	(建 築 住 宅 課)	6

公 告

平成18年度島根県森林GISデータ整備業務に係る一般競争入札の実施	(森 林 整 備 課)	6
-----------------------------------	---------------	---

特定調達公告

内視鏡システムの調達に係る一般競争入札の実施	(医 療 対 策 課)	7
------------------------	---------------	---

教委規則

島根県教育公務員採用志願者名簿規則の一部を改正する規則	(高 校 教 育 課)	9
	(義 務 教 育 課)	
島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則	(高 校 教 育 課)	9
島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則	(")	10
市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	(義 務 教 育 課)	10
島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則	(")	10

教委訓令

教育職員の任免発令式の一部改正	(高 校 教 育 課)	11
	(義 務 教 育 課)	
県立学校等の教職員の服務規程の一部改正	(高 校 教 育 課)	11

公安規則

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則	(警 察 本 部)	11
---------------------------	-------------	----

正 誤

平成18年11月28日付け島根県報第1,833号中	(人 事 委 員 会)	12
---------------------------	---------------	----

告 示

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年12月8日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
あさひまち内科クリニック	松江市朝日町476 - 7 2階	平成18年11月11日
にしこおり耳鼻咽喉科クリニック	出雲市大津新崎町2 - 23	平成18年11月1日

島根県告示第1098号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成18年12月8日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 ひょうま	益田市高津七丁目11番14号	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所「しずかさん」	益田市小浜町468 - 7	平成18年11月15日
株式会社 ひょうま	益田市高津七丁目11番14号	訪問介護	ヘルパーステーション しずかさんの家	益田市小浜町468 - 7	平成18年11月15日
株式会社 ひょうま	益田市高津七丁目11番14号	介護予防訪問介護	ヘルパーステーション しずかさんの家	益田市小浜町468 - 7	平成18年11月15日
株式会社 ひょうま	益田市高津七丁目11番14号	通所介護	デイサービスセンター「しずかさんの家」	益田市小浜町468 - 7	平成18年11月15日
株式会社 ひょうま	益田市高津七丁目11番14号	介護予防通所介護	デイサービスセンター「しずかさんの家」	益田市小浜町468 - 7	平成18年11月15日

島根県告示第1099号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づき、平成18年度准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第19条の規定により告示する。

平成18年12月8日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験日

平成19年2月15日（木） 午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市殿町158番地 島根県民会館
浜田市野原町1826の1 いわみーる

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医

療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

保健師助産師看護師法第22条の規定に該当する者

5 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添え、島根県松江市殿町 1 番地島根県健康福祉部医療対策課へ直接又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(1) 受験票

(2) 修業証明書又は卒業証明書（出願時において、修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、平成19年 3 月 5 日（月）までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。）

(3) 写真（出願前 6 月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルのものを受験票の所定欄にはり付けること。「スピード写真」を使用しないこと。）

6 受験願書提出期間

平成19年 1 月 4 日（木）から 1 月12日（金）まで（郵送の場合 1 月12日の消印のあるものまでを有効とする。）

7 受験手数料

6,900円（島根県収入証紙で納付すること。）

8 合格発表

平成19年 3 月16日（金）午前 9 時県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、島根県報に登載する。同日午前 9 時30分より島根県のホームページ「医療対策課」にも合格者の受験番号を掲載する。

9 その他

(1) 受験願書の用紙は、島根県健康福祉部医療対策課へ請求すること。郵送希望の場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封し、請求すること。

(2) 受験についての詳細は、島根県健康福祉部医療対策課（電話0852 - 22 - 5252）へ問い合わせること。

島根県告示1100号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項及び第53条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号及び第115条の 9 第 1 号の規定により告示する。

平成18年12月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
医療法人社団 水澄み会	通所介護	デイサービスセンター とびの郷ゆうなぎ	浜田市治和町214 - 1	平成18年 11月29日
	介護予防通所介護			

島根県告示第1101号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成18年12月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 アクティブライフ保知石	居宅介護支援事業所つどいの里	出雲市知井宮町1868 - 5	平成18年11月28日

島根県告示第1102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う悠YOUおおち東地区大深工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成18年12月8日

島根県知事 澄田信義

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成18年12月8日から21日間

3 縦覧の場所

邑南町役場

島根県告示第1103号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年12月8日

島根県知事 澄田信義

1(1) 解除に係る保安林の所在場所

浜田市久代町1657 - 1・1658 - 12・1659 - 2・1663 - 3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

飛砂の防備

(3) 解除の理由

公園用地とするため

2(1) 解除に係る保安林の所在場所

浜田市久代町1657 - 1・1658 - 12・1659 - 2・1663 - 3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 解除の理由

公園用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第1104号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成18年12月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除に係る保安林の所在場所
浜田市金城町波佐口107 - 4、口108 - 6、イ1132 - 10、イ1134 - 2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
林道用地とするため

島根県告示第1105号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年12月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 解除予定保安林の所在場所
出雲市佐田町下橋波988 - 2、999 - 2、1001 - 3、1003 - 2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
水道事業用地とするため

島根県告示第1106号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年12月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
浜田市旭町都川2388、2395
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第1107号

島根県営住宅条例の規定に基づく入居者駐車場の使用料（平成18年島根県告示第226号）の一部を次のように改正し、平成19年1月1日から施行する。

平成18年12月8日

島根県知事 澄田信義

表出雲市の項中 「- (525円)」 を 「1,470円」 に、

「1,575円 (630円)」 を 「1,575円」 に改める。

公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成18年12月8日

島根県知事 澄田信義

1 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

平成18年度島根県森林GISデータ整備業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成18年12月25日から平成19年3月26日まで

(4) 履行場所

指定しない。

(5) 入札方法

ア 郵送又は電送による入札は認めない。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

ウ 代理人をもって入札する場合は、委任状を持参すること。

エ 入札者又はその代理人は、入札に際し、同一事項について同時に他の入札者の代理人になることはできない。

オ 最低制限価格は設定しない。

2 入札参加資格等

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去2年間に国・地方公共団体と2回以上締結し履行した者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
下記の場所若しくは、島根県のホームページからダウンロードが可能。
〒690 - 8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁 4 階
島根県農林水産部森林整備課森林計画グループ T E L : 0852 - 22 - 5179
 - (2) 入札説明書の交付期間
平成18年12月 8 日から平成18年12月18日までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く）。交付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。なお、入札説明会は実施しない。
 - (3) 入札の日時及び場所
日時：平成18年12月25日 午後 2 時
場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟第 2 会議室
- 4 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に下記の書類を添付して提出しなければならない。
ア 入札参加資格確認通知書
イ 入札書
ウ 委任状（代理人により入札を行う場合。）
 - (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要する。
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した役務を履行できると島根県知事が判断した者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (8) その他
詳細は入札説明書による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 第 1 項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第 6 条の規定により公告する。

平成18年12月 8 日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
内視鏡システム 一式
- (2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年3月30日(金)

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成17年及び平成18年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等(平成16年島根県告示第878号)に定める参加資格を有する者であること。

(3) 上記(2)の営業種目の医療機器について、A等級に格付けされている者であること。

(4) 薬事法(昭和35年法律第145号)に基づいて、医療機器の販売業及び賃貸業の許可を受けている者であること。

3 入札手続

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ

電話 0853-30-6430

(2) 入札説明書の交付方法

平成18年12月8日から平成18年12月28日までの間、上記(1)の場所において交付する。

交付時間は、土曜及び日曜を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

(4) 入札書の受領期限

平成19年1月19日(金)午前11時(郵送による入札にあっては、平成19年1月18日午後5時までに到着していること。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年1月19日(金)午前11時

イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札参加者の提出書類

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札参加者は、開札の日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければ

ばならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したときその他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると島根県立中央病院長が判断した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: An endoscope system
- (2) Desired Date of Delivery: March 30, 2007
- (3) Place of Delivery: Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken
- (4) Deadline for Tender: 11:00 a.m. January 19, 2007 (applications by mail must arrive at the office by 5:00 p.m. on January 18, 2007)
- (5) Please tender all information to: Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Tel 0853-22-6430

教 育 委 員 会 規 則

島根県教育公務員採用志願者名簿規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月 8 日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第32号

島根県教育公務員採用志願者名簿規則の一部を改正する規則

島根県教育公務員採用志願者名簿規則（昭和24年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「養護教諭 同」を「養護教諭 同
栄養教諭 同」に改める。

第 3 号様式中
「養護教諭」を「養護教諭、
栄養教諭」に改める。

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月 8 日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第33号

島根県立特殊教育学校規程の一部を改正する規則

島根県立特殊教育学校規程(昭和46年島根県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「応じて」の次に「栄養教諭、」を加え、同条第6項中第24号を第25号とし、第5号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養教諭は、児童等の栄養の指導及び管理をつかさどる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月8日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第34号

島根県立学校教育職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県立学校教育職員の評価に関する規則(平成18年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条の表中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月8日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第35号

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の育児休業等に関する規則(平成4年島根県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年12月8日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

島根県教育委員会規則第36号

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則の一部を改正する規則

島根県市町村立学校教職員の評価に関する規則(平成18年島根県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条の表中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第 8 号

本 庁
教育事務所
県立学校

教育職員の任免発令式（昭和61年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月 8 日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 3 項中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

別表第 2 昇任の項中「教諭、養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県教育委員会訓令第 9 号

本 庁
県立学校

県立高等学校等の教職員の服務規程（昭和42年島根県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

平成18年12月 8 日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

第 2 条第 1 項第 1 号中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則をここに公布する。

平成18年12月 8 日

島根県公安委員会委員長 室 崎 富 恵

島根県公安委員会規則第15号

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年島根県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定める店舗等）

第 2 条 条例第22条第 1 項の公安委員会規則で定める銀行その他の金融機関は、次に掲げるものとする。

- （1）銀行法（昭和56年法律第59号）にいう銀行
- （2）日本郵政公社法（平成14年法律第97号）にいう日本郵政公社
- （3）信用金庫法（昭和26年法律238号）にいう信用金庫
- （4）労働金庫法（昭和28年法律227号）にいう労働金庫
- （5）商工組合中央金庫法（昭和11年法律14号）にいう商工組合中央金庫

- (6) 農林中央金庫法(昭和13年法律93号)にいう農林中央金庫
- (7) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律181号)にいう信用協同組合
- (8) 農業協同組合法(昭和22年法律132号)にいう農業協同組合
- (9) 水産業協同組合法(昭和23年法律242号)にいう漁業協同組合
- (10) 貸金行の規制等に関する法律(昭和58年法律32号)にいう貸金業者

2 条例第22条第1項の公安委員会規則で定める深夜において営業する施設は、次に掲げるものとする。

- (1) スーパーマーケット(衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店(売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。))で、その売場面積が250平方メートル以上のものをいう。)
- (2) コンビニエンスストア(飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が1日14時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が30平方メートル以上250平方メートル未満のものをいう。)
- (3) ガソリンスタンド(計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガスを小売するものをいう。)
- (4) 書店(書籍及び雑誌を小売するものをいう。)
- (5) CD・ビデオ販売店(コンパクトディスク、ビデオテープ等の音楽・映像記録物を小売するものをいう。)
- (6) CD・ビデオレンタル店(コンパクトディスク、ビデオテープ等の音楽・映像記録物を賃貸するものをいう。)
- (7) 複合カフェ(設備を設けて客に書籍、雑誌の閲覧及び鑑覧又は電気通信設備によるインターネットを利用させるものをいう。)

3 条例第22条第1項の公安委員会規則で定める大規模小売店舗は、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)にいう店舗をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

平成18年11月28日付け島根県報第1,833号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
15	上から4	「及び栄養教諭」	「及び養護教諭」